

青森市建設工事における一抜け方式実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市が競争入札の方法により建設工事の請負契約を締結しようとする場合における一抜け方式の実施について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「一抜け方式」とは、建設業者の過大受注による工事の品質低下の防止及び受注機会の増大を図ることを目的に、入札及び開札のそれぞれについて同一日に行う競争入札において、同一業種かつ同等級の建設工事が複数あるときに、あらかじめ定めた順序（以下「落札決定順序」という。）で落札候補者を決定し、落札候補者となった者のそれ以降に開札する他の建設工事の入札を無効とみなす入札方式をいう。

(対象工事)

第3条 一抜け方式による競争入札に付する建設工事は、予定価格500万円以上の建設工事のうち、入札及び開札のそれぞれについて同一日に行う同一業種かつ同等級の建設工事とする。

(一抜け方式の例外)

第4条 前条の規定にかかわらず、落札決定順序が下位の建設工事において、当該複数の建設工事数及び入札参加者数の状況から、一抜け方式による競争入札を行うと入札参加者が一者となる等競争性が確保できないおそれがある場合又は一抜け方式による競争入札が不適當であると市長が認める場合は、一抜け方式による競争入札は行わないものとする。

(周知)

第5条 一抜け方式により競争入札を行う場合は、公告によりあらかじめ周知するものとする。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(実施期日等)

この要領は、平成30年10月1日から実施し、同日以後に公告される建設工事の競争入札から適用する。